

## 国民健康保険税の特別徴収 (年金天引き)が始まります

税務課 内線222

ていただることになります。

国民健康保険税の徴収方法は、受給している年金の額等により、年金から天引きされる特別徴収と

納付書で納める普通徴収の二通りに分かれます。特別徴収の方は、年金受給月ごと(4・6・8・10・12・2月の年6回)の納付(天引き)となります。

### 特別徴収(年金天引き)の対象者(以下全てにあてはまる方)

- 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- 世帯主の国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと
- 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること

### 普通徴収の対象者

特別徴収以外の方は、町から国民健康保険税納付通知書が送られてきますので、これまでどおり、納付書や口座振替等の方法で納め

## 国民健康保険からのお知らせ

町民課 内線215

### 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される方へ

老人保健制度で医療を受けていた方は、平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。これにより、現在交付している国民健康保険被保険者証の有効期限は平成20年3月31日までとなつており、有効期限以降は老人保健医療受給者証とも使用できなくなります。

4月1日より使用する新たな

「後期高齢者医療被保険者証」については、3月中に郵送にて送付されていますので、ご確認いただ

くようお知らせします。  
また、平成20年7月31日までに満65歳になられる方の有効期限は、誕生日末日(誕生日が月の初日の場合は前月末日)となっています。対象者の方へは各有効期限までに新たな被保険者証を郵送します。

### 退職者医療制度の対象年齢引き下げについて

**実施日** 每月第2土曜日  
**時間** 午前9時～午後5時  
**電話相談** ☎20・6010

## 教育相談の実施について

生涯教育課 内線415

鬼北町教育委員会では、平成20年4月から次のとおり電話や面談で教育相談を実施します。相談員が常時待機していますので、教育に関する事なら何でもお気軽にご相談ください。

### 小倉診療所診療体制

診療日	変更前	変更後
月曜日	13:30～17:00	13:30～17:00 (受付13:15～16:45)
木曜日	13:30～17:00	13:30～17:00 (受付13:15～16:45)
金曜日	8:30～12:00	休診

平成20年4月1日から制度改正により対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わり、対象者の方へは一般被保険者証を交付します。現在、退職者医療制度に該当されている65歳以上の方およびその被扶養者の方の有効期限は、平成20年3月31日となっていますので、新たに被保険者証を3月末までに郵送にて交付します。

また、平成20年7月31日までに満65歳になられる方の有効期限は、誕生日末日(誕生日が月の初日の場合は前月末日)となっています。対象者の方へは各有効期限までに新たな被保険者証を郵送します。

## 小倉診療所の診療日について

小倉診療所 TEL47・0202

小倉診療所の診療体制を4月3日から次のとおり変更します。

従来の金曜日午前診療は休止しますが、ご質問や緊急の診察依頼など、電話などで連絡があれば、月曜日・木曜日以外でもできる範囲で対応します。

**対象者** 児童生徒およびその保護者  
**面接相談** 鬼北町中央公民館(役場隣)2階会議室までお越しください。